

機 密 保 持 契 約 書

株式会社〇〇〇（以下「甲」という）と株式会社△△△（以下「乙」という）とは、甲及び乙が相互に開示する機密情報の取扱いについて次のとおり契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条（本契約の目的）

本契約は、甲または乙が取り扱う製品の販売、ならびにその関連ソフトウェア・ハードウェアの開発に関わる業務、並びにこれらに付随する甲乙間の取引（以下「本件業務」という）の遂行及び検討のため（以下「本目的」という）、甲乙相互に開示する機密情報の取扱いを定めるものとする。

第2条（機密情報の定義）

本契約において「機密情報」とは、本件業務の遂行過程で、甲又は乙が相手方に開示し又は相手方が知り得た有形無形の技術上、営業上、その他の、口頭又は書面によって機密情報である旨が指定された情報をいう。以下の各号を含むが、これらに限定されない。

- ①甲及び乙が本目的のために機密情報であることを口頭又は文書で表明して相互に開示する全ての情報。但し、口頭による表明の場合は2週間以内に開示内容を文章に要約して通知するものとする。
- ②本契約の存在及び内容、本目的のために開示された、トレード・シークレット、方式、方程式、データ、ノウハウ、発明、改良、創作物、技法、コンピュータ・プログラム、顧客リスト、販売計画、事業戦略、人事名簿、人事記録、取引先及び顧客関連情報及びこれらを含むもの。
- ③甲及び乙の研究、開発及び投資、顧客・取引先の事業等にかかる情報、現在及び将来の事業にかかる情報。
- ④有形無形等提供の態様いかににかかわらず、本目的の実施過程において知り得る甲及び乙の機密性又は財産的価値を有するすべての情報又は資料。

第3条（機密情報の適用除外）

前条の規定にかかわらず、次の各号の一に該当することを証明することのできる情報は、機密情報には含まれないものとする。

- ①開示の時点ですでに公知の情報、又はその後開示を受けた者の責によらずして公知となった情報。
- ②開示することについて相手方の書面による同意を得た情報。
- ③第三者から機密保持義務を負うことなく正当に入手した情報。
- ④開示の時点ですでに保有している情報。
- ⑤開示された情報によらずして独自に開発した情報。

第4条（機密保持義務）

1. 甲及び乙は、機密情報を秘密として保持し、事前に相手方の書面による承諾を得ることなく、第三者に開示し又は漏洩しないものとする。ただし、監督官公庁の要求若しくは法令等の定めに従って開示する場合はこの限りではなく、その場合、相手方に対して直ちに開示の事実を通知するものとする。
2. 前項の第三者とは、甲又は乙の役員、従業員、甲又は乙の弁護士、会計士その他のアドバイザーで法令上機密保持義務を負う者、甲又は乙と機密保持契約を締結している者、並びに甲又は乙が指定し相手方が同意した者（以下「従業員等」という）以外の者をいう。

3. 甲及び乙は、本件業務の遂行上必要な場合のほか、機密情報又は機密情報を含む媒体について、複製、翻案、翻訳等をしてはならない。
4. 甲及び乙は、本契約に規定されている機密保持義務について、本件業務に関与する自己の従業員等に遵守させるものとする。
5. 乙は、甲の承認を得て再委託先に業務を再委託する場合、乙と当該再委託先との間において本契約と形式及び内容について同様の機密保持契約を締結し、本契約に基づき乙が負う義務と同等の機密保持義務を当該再委託先に課すものとし、乙は連帯してその責を負うものとする。

第5条（目的外使用禁止）

甲及び乙は、相手方から開示された機密情報を本件業務遂行の目的にのみ使用するものとし、事前に相手方の書面による承諾を得ることなく他のいかなる目的にも使用しないものとする。

第6条（機密情報の帰属）

1. 甲又は乙から相手方へ開示されたすべての秘密情報は、各開示者に帰属するものとし、相手方に対する秘密情報の開示によって、特許権、商標権、著作権その他のいかなる知的財産権も譲渡されるものではなく、また、使用許諾その他のいかなる権限も与えられるものではない。
2. 甲及び乙は、相手方から開示された秘密情報に基づき発明、考案または意匠の創作（以下「発明等」という。）をなしたときは、速やかにその旨を書面にて相手方に通知の上、発明等の帰属および取扱いにつき相手方と協議するものとする。

第7条（本契約終了時の取扱い）

甲及び乙は、本件業務遂行終了後又は相手方から要請があった場合には、提供された機密情報を相手方の指示にしたがい返還又は廃棄するものとする。

第8条（他契約との関係）

1. 本契約は、甲乙間の他のいずれの機密保持契約にも影響を及ぼさないものとする。
2. 甲及び乙は、機密情報の取扱いについて、甲乙間の書面による合意の上本契約とは異なる条件を個別に定めることができる。

第9条（開示義務の否認）

本契約のいかなる条項も、甲及び乙に対し情報開示義務を課すものと解釈されてはならない。

第10条（解約）

甲又は乙は、相手方が本契約の条項に違背し、相当の期間を定めて催告するもなお是正されないときは、本契約を解約することができる。

第11条（差止請求）

甲又は乙は、相手方及び相手方が直接的又は間接的に関与する第三者による機密情報の不正の開示又は漏洩行為によって、営業上の利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある場合、相手方及び当該第三者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。

第12条（損害賠償）

前条の規定にかかわらず、甲又は乙は、相手方が本契約の条項に違背したことにより損害が生じた場合には、相手方に対して損害の賠償（弁護士費用を含む。）を請求することができる。

第13条（有効期間）

1. 本契約の有効期間は、本契約締結の日から5年間とする。但し、期間満了の1ヶ月前までにいづれからも書面による別段の意思表示がないとき、本契約は期間満了の翌日から起算して、更に1年間同一条件をもって更新されるものとし、以後も同様とする。また、甲及び乙は協議の上、延長又は解約することができる。
2. 本契約が期間満了又は解約等により終了した場合といえども、第2条、第3条、第4条、第5条、第6条、第11条、第12条及び本条本項の規定は引き続き効力を有し、甲及び乙は相互に守秘義務を負うものとする。

第14条（裁判管轄）

本契約に関する一切の訴訟は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第15条（協議事項）

本契約に定めのない事項、本契約の規定に関する疑義、及び本契約の変更については、甲乙協議の上、誠意をもってこれを決定する。

本契約の成立を証するため本書面を2通作成し、甲及び乙各々記名・押印のうえ各1通を保持する。

令和6年8月6日

甲：

東京都渋谷区 1-2-3
株式会社 ○○○○○
代表取締役 ○○○○○

乙：

東京都渋谷区 5-2-3
□□ビル 3F
株式会社 △△△△△
代表取締役 △△△△△